

## 「工程表」に盛り込む事項について

「工程表」においては、基本法に定める以下のような改革項目について、①措置や検討の方向性、②検討の結論を得る時期や関係法案の提出時期、③改革の実施時期等をできる限り明らかにすることとする。

### ○内閣人事局・内閣一元管理

- － 内閣人事局の設置及び一元管理プロセスの確立

### ○国家戦略スタッフ、政務スタッフ

### ○幹部職員等人事管理（一元管理以外）

- － 幹部職員、管理職員を対象とした新たな制度
- － 幹部職員、管理職員の任用、給与の弾力化
- － 新たな試験制度
- － 幹部候補育成課程

### ○能力・実績主義の徹底

- ※ 給与制度の見直しを含む

### ○公募、官民人材交流の推進

- ※ 給与制度の見直しを含む

### ○定年まで勤務できる環境の整備、定年延長の検討

- ※ 給与制度の見直しを含む

### ○労働基本権の検討

○以上のほか、政官接触に関する記録の管理、国際性の向上、懲戒処分の適正かつ厳格な実施、求償権の適正かつ厳格な行使など